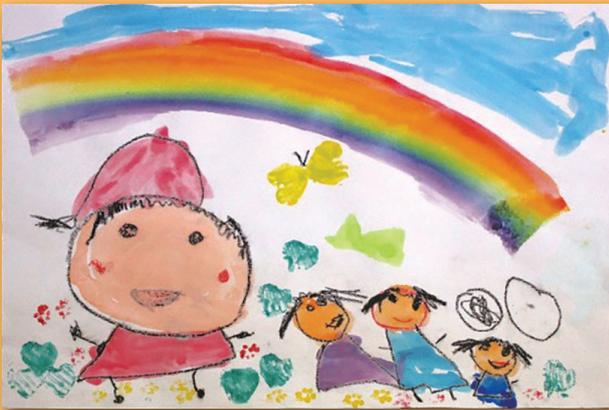


(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

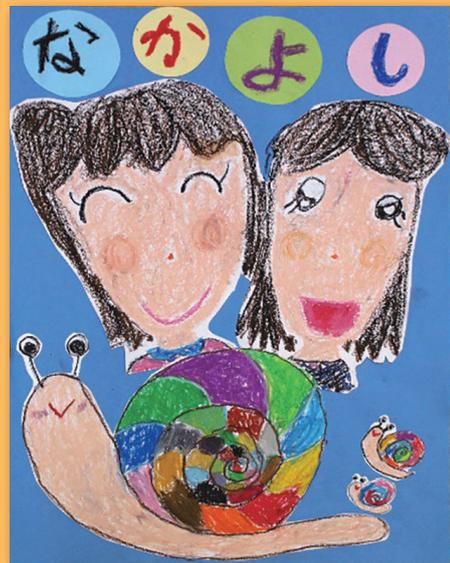
# なくそう差別 守ろう人権

## みんなの21世紀

令和5年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



ゆめっこ認定こども園 <sup>やました はな</sup> 山下 華奈 さん



温泉小学校1年 <sup>なかしま</sup> 中島 鈴菜 さん



浜坂北小学校6年 <sup>こほやし</sup> 小林 永斗香 さん



浜坂中学校2年 <sup>やまなか</sup> 山中 歌歩 さん



## みんなの幸せ ウェルビーイングが広がる町へ

新温泉町は人権啓発推進条例制定の町として「人権が尊重されるまちづくり」を目指して、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを続けています。

人権の世紀と言われている 21 世紀、急激に変化する社会の中で、人権の視点で今の社会を見てみますと、部落差別、SNS 上の書き込み、性別や障がいの有無、性的少数者への偏見差別、いじめ件数の増加、不登校の増加、虐待、ヤングケアラーなど、様々な人権問題があげられます。悲しい現実も耳にすることも多くあります。そんな中、今後ますます人権教育・人権啓発の推進なくして、あらゆる差別の解消にはつながらないと強く感じます。

また、水平社創立 100 年、人間の尊厳を守ることが差別解消への道であることを示したあの水平社の理念は、現代社会においても部落差別のみならず、すべての差別解消へ私たちを導いてくれる道標になっている素晴らしいものです。差別・偏見のない新温泉町をつくるためには、人権課題について正しく学び、正しく知ること、自分ごととして差別問題に向き合い、差別をなくすために自分にできることを行動に移していただくことがとても重要です。

最近よく聞く言葉に「ウェルビーイング」という言葉があります。これは「身体的・精神的・社会的」に良い状態にあることです。誰もの心が満たされ、健康で社会の中で認められ自分の居場所がある状態ならば、ウェルビーイングが高まっていると言えると思います。

私たちは、多様な人と出会い、つながり合い、認め合いながら、相手の心に秘められた思いを想像し、日々の出来事の中で自分の心に問いながら人権感覚を磨く努力をしています。常に感覚は磨かなくては曇るから学びは大切です。

< 人間の究極の四つの幸せ > それは、次の四つです。

♡人に愛されること ♡人に褒められること

♡人の役に立つこと ♡人に必要とされること これは、障がいのある方が多く働かれているある会社で大切にされている言葉です。ここでは、障がいのない方もある方もお互いを尊重し合い仕事をされているそうです。この会社のように、人権が守られだれもが差別されることなく、みんなが幸せにならなくてはなりません。

新温泉町のすべての人が幸せを感じ、大切な存在として認められ、ありのままに自分らしく生きていける共生社会が築かれ、笑顔が輝く人権の町、新温泉町になるよう、これからも人権学習、人権啓発に取り組んで参りたいと思います。

この人権啓発パンフレットが、人権の気づきにつながると幸いです。

# 新温泉町の人権施策

## 新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的は「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

### (町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

### (人権啓発推進委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(以下略)

## 新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、性的指向、性同一障がい者などのあらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的、町及び町民の責務などを踏まえ、行政はもとより町民自ら、人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに向け積極的に取組まなければならない。

## 基本姿勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

## 人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

今年度の人権啓発指導員を対象にした研修会を、5月25日（木）、新温泉町文化会館において開催しました。

本年度の学習テーマは「性の多様性を認め合う～だれもが自分らしく生きられる社会をめざして～」、啓発ビデオは「パースティ」を視聴しました。その後、講師としてお招きした鳥取市人権情報センター研究員の衣笠尚貴さんのお話を聞きました。

### <啓発ビデオの内容>

性的少数者については、依然として社会理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などで、自身の思いや悩みを打ち明けることが難しく、周囲の無理解に苦悩し、生きづらさを感じている状況など様々な問題があり、深刻な人権問題になっています。

一方、性的少数者であることを打ち明けられた家族や友人等は、既成概念による偏見や知識不足によって、理解しようと向き合う前に混乱や抵抗感にとらわれてしまうことが多くあります。

性の在り方は多様で一人ひとりの人権にかかわることであるため、性的少数者の存在や悩みに気づくことが大切です。

このビデオを性的少数者について理解するきっかけとし、その多様性を認め、お互いの人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていける社会につながっていきます。そのような社会の実現を目指すことを目的としてこのドラマは制作されています。

### <衣笠尚貴さんの講話内容>

LGBTとは、L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった性的マイノリティの総称のひとつである。

他にも、Xジェンダー＝性自認が男性・女性どちらかと認識していない人、クエスチョニング（Q）＝性自認もしくは性的指向がまだはっきりしていない人、パンセクシュアル＝すべてのセクシュアリティが恋愛や性愛の対象になる人、Aセクシュアル＝恋愛や性愛の感情を抱かない人など多様な性のあり方がある。

『LGBTQの子ども・若者（12～34歳）調査2022』によると、LGBTQの中学生・高校生では、「この1年で、学校に行きたくないと感じた」と52.4%の人が答えている。また、LGBTQの中学生の22.1%、高校生の14.9%が「学校に行きたくない」と答えている。不登校生徒の全国平均は中学生で4.1%、高校生で1.4%であるから、全国平均と比較すると中学生で5.4倍、高校生で10.6倍になる計算である。

さらに、LGBTQの中学生・高校生で「親に相談できない人」は91.6%、「教職員に相談できない人」は93.6%であった。

調査の中でのLGBTQの人たちの生の声を聴いてほしい。

- ・「親にカミングアウトしていないので、自分の好きな服を着たいと言えず、着ることができない（12歳）」
  - ・「LGBTQの芸能人のことを『なにあれキモイ』と親が言っているのを見て、同じセクシュアリティではないけれど、嫌だなあと思った（16歳）」
  - ・「親に、『お前そっちじゃないよな』など探りを入れられる度に『そんなわけない』とうそをついて笑うことが辛かった（18歳）」
  - ・「12年前に、母にセクシュアリティがばれたとき、『二度と女性とは付き合いません、男性と結婚し子どもを産みますと復唱しろ』と言われ拒否したら、『言うまで出さない』と飲まず食わずで、3日間部屋に監禁された。『恥ずかしい、なんで生まれてきたの、いっぺん死んできて』とも言われた（32歳）」
- 今、日本の中でもLGBT法案を審議している。その中で「不当な差別はあってならない」という言葉がある。逆に、「正当な差別」というものはどのような差別なのか。皆さんはどう考えるか。

性の多様性に係る問題は、当事者だけの問題ではない。私たち一人ひとりの問題と捉えることが重要である。すべての人にかかわる問題でもある。一般に、物事に対して無関心であることは、物事がよくない方向に流れていくことに加担していることと同じである。つまり、差別に対して無関心な人は、差別に加担していることと同じと捉えることができるのではないだろうか。



## 各地区・団体人権学習会

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、性的少数者、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各地区住民、各種団体、町職員を対象にした人権学習会を年間延べ50回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「性の多様性を認め合う～だれもが自分らしく生きられる社会をめざして～」、啓発ビデオは兵庫県人権啓発ビデオ「バースデイ」を使用しました。

### 各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に今年度は町内25会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



諸寄地区人権学習会（8/18）

### 各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



民生・児童委員（温泉地区）  
人権学習会（8/17）

### 町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和5年度は6日間、のべ12会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する時間帯での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会（10/10）

## 住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、文化会館の近隣地区の住民等を対象とした住民交流学習会を6月から10月にかけて毎月1回(年5回)開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名以上の方々が学んでいます。

人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

### 第1回人権講座

開催日：令和5年6月28日(水)

テーマ：同和問題

DVD「ともに生きる私たちの未来～部落差別  
解消推進法が目指すもの～」

人権啓発指導員：河越 智子さん



#### (DVDの内容)

平成28年12月、部落差別の解消を目的とした「部落差別解消推進法」が施行された。この法律が制定された背景には、後を絶たない部落差別がネット社会の中でますますエスカレートし、人権侵害が深刻化している現実がある。「部落差別解消推進法」はこうした部落差別の存在を公式に認め、部落差別のない社会を実現することを目的に、国や地方公共団体に対して、差別解消を推進する施策の実施を求めているところに意義がある。

このDVDでは、「部落差別解消推進法」ができた背景の現実社会と、ネット上で起きている新たな差別実態を明らかにする一方で、被差別部落にルーツを持つことに誇りと自信をもって活動する若者たちを紹介している。この二つの視点から、ネット社会の中で新たな局面を迎えている「部落問題」について考え、「ともに生きる社会」をどう実現していくのか、私たち一人ひとりに問いかけている。

#### (河越智子人権啓発指導員の講話内容)

##### (1)「部落差別解消推進法」施行

部落差別解消推進法が平成28年12月に施行された。目的は「部落差別のない社会を実現する」ことである。推進法制定の意義は「現在もまだ部落差別が存在する」ことを国が認め、「部落差別は許されない」との法規範を示し、さらには「部落差別解消に関する施策実施」についての行政責任を明らかにしたことである。

行政施策として、推進法第4条に「相談体制の充実」、第5条に「教育・啓発の実施」、第6条に「実態調査の実施」が定められた。

##### (2)「全国部落調査」復刻版裁判

平成28年2月に示現舎が『復刻 全国部落調査 部落地名総監の原点』をアマゾンで予約受付した。これに対して、2月10日に部落解放同盟がアマゾンに販売中止を申し入れ、アマゾンは販売を中止。3月22日、部落解放同盟が横浜地裁に出版差し止めの仮処分を申し立て、3月28日に横浜地裁は『全国部落調査復刻版』の出版禁止の仮処分決定をした。

4月19日、解放同盟が東京地裁に『プライバシー権侵害』『名誉棄損侵害』『差別されない権利の侵害』の訴えと『損害賠償請求』を行う。9月27日、東京地裁の判決で「復刻版の出版差し止め」と「ネット上でのデータ配布・二次利用禁止」を命じた。さらに、令和5年6月28日、東京高裁の判決があった。東京地裁判決と同様にサイト削除と出版禁止を命じた。裁判長は『部落差別は、当該地域の出身であるとの理由だけで不当な扱いを受けるものだ』と指摘。『差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益の侵害』を認定した。

##### (3) 西日本に暮らすある女性の言葉

どこが被差別部落かという情報が止めどなく広くネットで検索できるまで知れ渡れば誰がどのような形で差別に悪用するか想像がつかない。ユーチューブにさらされた福岡県内の被差別部落で暮らす70歳代の女性は、動画に自分の家に移っているのを知り「子供たちに申し訳がない」と漏らした。故郷を卑下しているのではない。かつての厳しい差別を知っているが故に、息子や孫のことが心配でならないのだ。「もう、ここには寄り付かないべきか」とまで思い詰めていた。

##### (4) 国・地方自治体の取り組み

平成28年12月、法務省通知があった。内容は「同和地区の識別情報(所在地)の摘示(暴露)は人権侵害であり、削除対象として対応」『〇〇地区は同和地区である(あった)』などと指摘する識別情報の摘示は差別の助長・誘発目的である無しに関わらず、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

地方自治体の取り組みとして、全国200以上の自治体でモニタリングが実施されている。その結果、5年間で7706件の削除依頼がなされ、内4219件が削除された。

また、多くの自治体で、「部落差別解消推進条例」が制定されている。

##### (5) 今後の取り組みについて

###### ①本人通知制度への登録の推進

② ABDARC(アブダーク)が「被差別部落をさらす動画をユーチューブは削除して！」のオンライン署名

③ 「部落差別解消推進条例」の制定と「人権関連条例」の改訂

④ 「部落差別解消推進法」に差別行為を禁止する規定を加える等の法整備が急務

⑤ SNS事業者の差別投稿に対する自主規定

などが急がれる。

## 第2回人権講座

開催日：令和5年7月26日（水）

テーマ：障がい

DVD「障がいて何？～問いかける声 問われる声」

人権啓発指導員：西村 久則さん



### (DVDの内容)

何気なく使われる「障がい者」という言葉。そもそも「障がい」とは何なのでしょう？

「障がい」は「心身の機能的な障がい」とイメージする人が多いかもしれませんが。しかしこのビデオでは「社会にある障がい」について考えていきます。

「ちょっとした支援があればもっと生きやすくなる」。ビデオの中の精神障害者地域生活支援センターすいすいの藤川さんの言葉です。

長い間、障がい者は排除され、社会参加を阻まれてきました。しかし、障がい者の視点から社会を変えようという当事者を中心とした運動の結果、障がい者だけでなく高齢者や妊婦・子育て中の家族など、多くの人が住みやすい社会に変わってきました。障がい者差別の撤廃は、すべての人が生きやすい社会、多様な人が共存する社会へ繋がっていきます。このビデオは、多くの人が「誰もが生きやすい社会づくり」へ参画していくことの大切さを問いかけています。

### (西村久則人権啓発指導員の講話内容)

今日のDVDのテーマは『障がいて何？問いかける声 問われる声』です。非常に考えさせられることが多いDVDでした。相模原市知的障害者施設殺傷事件があったこと覚えているでしょうか。ちょうど今から7年前の2016年7月26日、まさに7年前の今日の出来事でした。施設の元職員であった男が、同施設に刃物を持って侵入し、入所者19人を刺殺、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせたという事件です。

犯行の動機は、「障がい者は生きていても無駄、生きる価値がない」「意思疎通のできない障がい者は安楽死させるべきだ」「障がい者は不幸しか作らない」など大変ひどい動機を述べていました。なぜ、そんな考えが生まれてきたのでしょうか。

次に、普段何気なく使われる「障がい」という言葉を考えてみます。「障がい」には2通りの捉え方があると思います。「心身の機能的な障がい」と「社会にある障がい」です。「心身の機能的な障がい」と捉えれば、私たち誰もが程度の差はあるが様々な困りごとを持っている。言い換えれば誰もが「障がいを持っている」と考えることができます。つまり、誰もが生きやすい社会は「社会にある障がい」を取り除くことだと思います。

障がいの医学モデルと社会モデルというものがあります。車いすは階段では使えないがエレベーターなら使用できる。つまり障がいは個人の機能（医学モデル）によって起因するものではなく、社会の仕組み（社会モデル）が不十分なことによって生じると考えることができます。

2006年に「障がい者の権利条約」が採択されました。障がい者が障がいのない人と同じように生活できる権利を定めています。日本は2010年にこの条約を締結しています。また、日本では「障害者差別解消法」が平成26年に制定され、「不当な差別的取り扱い」を禁止し「合理的な配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取り扱い」の例としては、『障がいを理由に窓口での対応を拒む』『障がいを理由に順序を後回しにする』『障がいを理由に不必要に介助者の動向を求める』『本人を無視して介助者だけに語りかける』などがあります。

「合理的な配慮の提供」とは、『車いす利用者のために段差のあるところにスロープを付ける』『高い位置の物品陳列を手の届く位置に陳列する』などです。

また、「望ましくない対応」というものがあります。『何の説明や検討もないまま対応しない』ことです。障がいの特性や求める内容は様々ですので、まずは、障がい者が求めている内容を聞いて何ができるのか考えることが大切です。もし、求めている内容がすぐに対応できない場合は、代替手段がないかを検討することが重要になります。対応できない場合でも、その理由を説明し、理解を得るように努めることが求められます。

合理的配慮が欠ける具体的事例としては、『分からないことを駅員に聞いた際、とても不親切であった。言葉での説明が十分ではないので意味内容をじっくり聞かないと何を言っているのかわからない』『図書館で読みたい本に手が届かない』『耳が悪いので紙に書いてほしいと頼むと嫌な顔をされる』『公のイベントなどの申し込みやお知らせに、エレベーターや身障者用トイレの有無が記載されていない』『窓口の係の人が障がい者への理解が足りない』などが挙げられます。

今日のDVDの中で私の心に残った言葉は『健常者、障がい者の言葉はいらない』『小さい頃、引け目を感じ、消しゴムを捨てると言えず、お荷物で迷惑な存在だと思っていた』『私たちは、2階に行くには階段は無理だけど、エレベーターをつけると2階に上がれるので障がい者でなくなる。障がい者という言葉はなくすというより、社会を変えていった結果、障がい者という言葉がなくなるというのが私の考え』などです。

最後に、シンガーソングライター 緒瀬来歩（おりせらふ）さんの言葉を紹介합니다。

『誰もが当たり前の人として、ともに地域でくらす。そのために、さまざまな「障がい」をみんなでなくし、社会を変えていけたらいいなと思います。自分らしく生きることが社会を変える力になると思います』

### 第3回人権講座

開催日：令和5年8月23日（水）  
テーマ：性の多様性を認め合う～だれもが自分らしく  
生きられる社会をめざして～  
DVD「バースデイ」  
人権啓発指導員：岡本 潔政さん



#### (啓発ビデオの内容)

性的少数者については、依然として社会理解が進まず、偏見や差別、配慮に欠けた対応などで、自身の思いや悩みを打ち明けことが難しく、周囲の無理解に苦悩し、生きづらさを感じている状況など様々な問題があり、深刻な人権問題になっています。

一方、性的少数者であることを打ち明けられた家族や友人等は、既成概念による偏見や知識不足によって、理解しようと向き合う前に混乱や抵抗感にとらわれてしまうことが多くあります。

性の在り方は多様で一人ひとりの人権にかかわることであるため、性的少数者の存在や悩みに気づくことが大切です。

このビデオを性的少数者について理解するきっかけとし、その多様性を認め、お互いの人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていける社会につながっていきます。そのような社会の実現を目指すことを目的としてこのドラマは制作されています。

#### (岡本潔政人権啓発指導員の講和内容)

今ここに、色鉛筆のセットがある。皆さんはどの色が好みか。好みの色は「自分がどう感じるか」で決まる。つまり「その人らしさ」が表現されるということである。

次に「性の在り方」について考える。「性の在り方」には4つのものさしがある。①「からだの性」（生まれながらの生物学的な性）②「こころの性」（自分の性をどう感じるか）③「好きになる性」（どんな性の人を好きになるか）④「表現する性」（服装、ふるまい、言葉遣い等の自分“らしさ”の表現）である。

また、「L・G・B・T」という性のタイプがある。L（レズビアン：「こころの性」が女性で、女性を好きになる人）G（ゲイ：「こころの性」が男性で、男性を好きになる人）B（バイセクシャル：「こころの性」にかかわらず、男性も女性も好きになる人）T（トランスジェンダー：「からだの性」と「こころの性」が異なっている人）である。

この「LGBT」の人の割合は日本全国で全人口の8.9%で11人に1人いるといわれている（H30調査）。

一方、同じ年に実施された兵庫県民調査では、「性的指向への差別的な言動を受けた」（40.9%）、「職場や学校で嫌がらせを受けた」（26.2%）、「じろじろ見たり、避けたりされた」（25.8%）、「学校で困難やハラスメントを経験した」（70%）、「自分を否定し、自殺を考えたことがある」（48%）、「自殺未遂をしたことがある」（14%）など「LGBT」の人たちへの偏見や差別が顕著であることがあがっている。

「LGBT」の当事者たちの声としては、学齢期には「性別、トイレ、更衣室、名簿など男女別のものに苦痛を感じる」「好きな人の話をするとき抵抗がある」、青年期には「女らしさ、男らしさを求められ、からかいの対象にされた」「性別欄の記載のたびに自分の性別を自覚させられて辛い」「同性カップルで賃貸住宅を借りられない」「結婚しないのかといった周囲からの圧力がある」、壮年期には「採用、異動、昇進など不利に取り扱われた」「病院でパートナーの病状を教えてもらえなかった」などがあがっている。

このような状況のなか、いま、社会全体としてなすべきことは、「LGBT」の人たちに対する理解者「ALL Y（アライ）」を一人でも多く増やすことである。（ALL Yとは、英語の「同盟・支援」を意味する「ALL Y」を語源とする言葉であり、性的少数者の人たちを理解し支援する人たちのことである。）

大人も子どもも、すべての人が、ありのままの自分を肯定して生きていける社会をつくるためには、周りの人間すべてが、当事者の気持ちを尊重するとともに、この問題に対する理解者の輪を今すぐ拡大していかなければならないことは言うまでもないことである。

## 第4回人権講座

開催日：令和5年9月27日（水）  
テーマ：考えてみよう差別の歴史  
DVD「戦後の部落差別と様々な差別」  
人権啓発指導員：日浦 智さん



### (啓発DVDの内容)

近現代は、明治4年の「解放令」によって制度的には廃止されたはずの差別が存在してきた時代であり、それが今日まで至っています。部落差別は、結婚の際に頭をもたげるなど、今なお決して解消されていません。それはなぜか、どうすれば差別をなくすことができるのか。身分制度が廃止されたにもかかわらず、社会の構成員は江戸時代までの身分という境界に加えて、様々な理由を作り出し、差別を維持してきました。被差別部落の人々もそれに抗いながら解放の途を模索してきました。その在り様を見据えるとともに、他の差別の問題にも視野を及ぼしながら、近代社会における人権の意味を問い直してみようというのがこの作品のねらいです。

差別は、私たち社会の構成員がつくりだし、維持してきたものです。部落問題とは何かを理解するとともに、自らの在り方を問い直すドラマになっています。

### (日浦智人権啓発指導員の講話内容)

日本国憲法第14条には「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあり、あらゆる差別は憲法によって否定しているのであるが、部落差別だけは解消されなかった。

1946年に部落解放全国委員会が前身の全国水平社の運動を引き継ぐ形で設立され、委員長に松本治一郎氏が就任している。彼は衆議院議員に3回当選しているが、彼の主張は、「上層身分が存在するから下層身分が存在する」「特権階級を解体しなければ民主主義は根付かない」「被差別部落民が苦しんでいるのは、徳川幕府に責任がある」「不当に特権を得ている華族の存在が、部落民が不当な差別を受けている原因であり、部落解放のためには華族制度を廃止すべし」などであった。結果的には、日本国憲法第14条で「華族その他の貴族の制度はこれを認めない」として、華族制度は廃止となっている。

被差別部落に対する偏見の背景には、貧困と教育の問題があった。その対策として、1969年に同和对策事業特別措置法が制定され、住環境の整備や教育に本格的に取り組むようになったが、一方で部落地名総監が出版されるなど、就職差別が顕著になってきた。

さらに、結婚という局面で部落差別が執拗に残り続けている。結婚差別の原因は、被差別部落に対して優越性を保持する側が、結婚が境界を乗り越えるものであるとして、それにこだわり続ける人が結婚差別を残し続けていると考えることができる。

また、明治時代以降の人々の習慣や意識の中に、優性思想が根強く残っている。家柄や血筋で人間の優劣を押し量るといふものである。考えてみると、すべての人に共通して父親と母親がいる。さらに1代さかのぼるごとに2倍ずつ増えていく。10代さかのぼる（江戸時代中期）と1,024人のご先祖様が存在している計算になる（1代25年で計算）。20代までさかのぼる（戦国時代）と、104万人のご先祖様になる。戦国時代の終わりの日本の人口は1200万人と言われているから、現在の私たちはお互いにどこかでつながっている可能性は大きい。つまり、血筋によって人間の優劣を図るとか、優越感を抱くことなど全く意味がないことが理解できる。

戦後には部落差別のほかにも、様々な差別が存在している。ハンセン病問題がある。ハンセン病は「らい菌」による感染症であり、感染力が弱く非常にうつりにくい病気であることが判明し、しかも治療法が確立したにもかかわらず、1996年のらい予防法廃止まで隔離政策が続いた。

他にも、アイヌ民族への差別、在日コリアンへのヘイトスピーチ、障がい者への差別など多くの差別問題が存在している。

このような差別をなくすためには、差別する側が差別問題に向き合おうとしないことが問題である。部落差別は部落外出身者の問題であり、部落差別を容認している社会の問題である。在日韓国朝鮮人問題は偏見を持って差別することに問題がある。差別する側が事実を知り差別意識を克服しなければならない。以前からの習慣、ルール、社会事象をなんとなく受け入れていないか。自らの在り方を問い直し、疑問を持ち、地道に声を上げ続け、一歩ずつ行動に移すことが重要である。

## 第5回人権講座

開催日：令和5年10月25日（水）  
テーマ：日頃の言動から考える  
DVD「職場のハラスメント」  
人権啓発指導員：中村 勝明さん



### (啓発DVDの内容)

職場において、日頃の何気ない言動がハラスメントにつながる場合があります。誰もがハラスメントの被害者にも加害者にもなり得るのです。ハラスメントを防ぐためにはどのようなことを意識すればよいのでしょうか。

このビデオは、職場で起こりがちなハラスメントやそのグレーゾーンについて、7つの事例（①相手の人格を否定しない。②説明とフォローがハラスメントを防ぐ。③業務の適正な範囲を超える。④プライバシーを尊重する。⑤自分が持つパワーを自覚する。⑥様々な働き方を認める。⑦職場でハラスメントを受けたら）をもとに考え方のポイントを解説し、ハラスメントが起こりにくい職場環境づくりについて自分事として考えることができるようなビデオです。

### (中村勝明人権啓発指導員の講話内容)

今日のテーマは「職場のハラスメント」。私自身も多くのことを学んだビデオであった。

社会には様々なハラスメントがある。パワハラ、セクハラ、モラハラ、マタハラ…。『ハラスメント』とは、「相手に不快な思いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のこと」を言う。

職場で起こりやすいのは「パワハラ」である。令和4年4月1日に「パワハラ防止措置」が中小企業の事業主にも義務化された。

代表的典型例としては

- ① 身体的な攻撃（殴打、足蹴り、相手にものを投げつける）
- ② 精神的な攻撃（人格を否定するような言動を行う。業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返して行う）
- ③ 人間関係からの切り離し（1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる）
- ④ 過大な要求（新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対して厳しく叱責する）
- ⑤ 過小な要求（管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない）
- ⑥ 個の侵害（労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する）が挙げられる。

また、事業主が必ず講じなければならない具体的な内容は、

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発する
- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、働者に周知する
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにする
- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行う
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずる
- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知する
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発することである。

職場でパワハラをなくすためには、誰もが「学び・考え・行動する」ことが重要である。まずは学びを深める。人のためではなく自分のための学習だということを自覚することが大切である。

『見て見ぬふりをする人は、その人自身も加害者になる』ことを自覚しなければならない。

## 文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は6講座を開講し、のべ42名の地域住民が教養と交流を深めています。

### 茶道教室

乙野先生のご指導で毎月第4土曜日、18時30分から21時まで、テーブル席での稽古です。

月一回の稽古ではなかなか覚えられませんが、続けることで何か一つでも身につくのではと思っています。

季節を感じるお菓子と抹茶で一服しませんか。

参加をお待ちしています。(教室生)



### 生け花教室

現在、8名の教室生で小原流を楽しんでいます。教室は月1回、第3火曜日に活動しています。

生け花小原流の特徴は自由表現と言われています。花材の植物としての姿を生かした、型のない生け花であり、植物の姿を表現させた生け花です。ですから、自分なりに花材を見ながら自由表現をイメージして組み立てていきます。一つの花材でも、見る角度や挿す位置によって、まるで表現が変わってきます。

家の中に生け花があると、家の空気が華やかになります。

年度途中からの入会も可能です。生け花を通してお互い交流を試みませんか。(講師)



### つまみ細工教室

今年始まった新しい講座です。月2回、第2と第4日曜日の午後活動しています。先生に丁寧に教えていただきながら、ちりめんを使った花や季節を感じられる様々な作品を制作しています。自分でつまんだ小さな一つひとつが組み合わせられて一つの作品になっていくのはとても楽しく達成感があります。

初心者ばかりの講座です。皆さんも一緒につまみ細工してみませんか。(教室生)



## 料理教室

管理栄養士資格のある講師の指導のもと、地元の野菜や旬の食材を使って簡単にできる料理を作っています。

時にはお互いのアイデアを出し合ったり、教室生の希望の献立を取り入れたりしながら、家族の健康や栄養を考えながら食事作りを楽しんでいます。また、安心・安全に配慮しながら調理実習を通じて楽しく交流を深めています。

私たちと一緒に楽しく料理を作ってみませんか。(教室生)



## 着付け教室

教室は毎月の第2火曜日の夜と第2水曜日の昼に開催していますが、各教室生はどちらか一日だけ参加しています。

「日本の伝統文化である着物を着られるようになりたい」との思いで頑張っています。

講師の先生は明るく、皆さんが楽しく着られるようにポイントを丁寧に教えてくださいます。

お互いが着付けをしあったり、着たままで帰宅して家族に見せたりしながら楽しんでいます。

皆様も一緒に学びませんか。(教室生)



## 焙煎珈琲教室

珈琲教室も早や3年。

生豆を焙煎して新しい味と香りが生まれる。

自分の好みの焙煎度合いを見つけて好みのカップで、家族と友人と至福の時間を楽しんでいます。(教室生)



## 住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、スポーツ交流事業としてグラウンドゴルフ大会、文化交流事業として観月会、文化祭、高齢者を対象にした高齢者交流会です。

### スポーツ交流事業

毎年6月と10月に実施しているグラウンドゴルフ大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和5年度は中止になりました。

### 文化交流事業

- 高齢者交流会 令和5年2月16日（木）
- 観月会 令和5年9月29日（金）
- 文化祭 令和5年12月3日（日）

### 高齢者交流会



2月16日（木）、文化会館交流事業のひとつ、「第29回高齢者交流会」を開催し、21名の方に参加をいただきました。

まず、「健康講座」として、新温泉町健康福祉課の山本保健師から「お口の健康について」のテーマで「お口元気はからだの元気の源」と題してお話を聞きました。

歯周病は、50代人口の約8割がかかっており、肺炎や心臓病、動脈硬化、糖尿病などにかかるリスクを高める可能性がある。歯周病を防ぐことは、狭心症や心筋梗塞の予防につながる。歯周病は糖尿病を悪化させ、アルツハイマー病の原因物質となるアミロイドβを10倍にも増やすといわれている。よく噛むことは、唾液の分泌を促し消化を助け病気を防ぐとともに、脳が活性化され、運動機能も向上することなどを学びました。

続いて、美方警察署の田村様と入江様から、交通安全と特殊詐欺についてのお話を聞きました。

美方警察署管内での交通事故死亡者数は4年連続ゼロ、人身事故件数は前年度比12件の減少で、負傷者数も前年比13人の減少である。新温泉町内では、人身事故件数は5件減、負傷者数は5人減である。「高齢ドライバーは出会い頭の事故に注意する」、「高齢者歩行者は夕暮れや夜間に注意する」、「身を守るのは安全確認と反射材」などを学びました。

「特殊詐欺」では被害防止についてのお話を聞きました。

令和4年度は、兵庫県全体での被害件数は1,074件、被害総額は18億円、美方署管内での被害件数はゼロ件である。また、今、多く発生している詐欺は、キャッシュカード詐欺、還付金詐欺、オレオレ詐欺などである。防犯ポイントは、『暗証番号は教えない』『キャッシュカードは見せない』『還付金はATMでは受け取れない』『コンビニではカードを買わない』『電話でお金の話は詐欺と思え』です。

人権学習では、「いろいろな性」をテーマにした人権啓発DVD『みんなで考えるLGBTs』を視聴しました。

このDVDは学校を舞台にしています。自分が何者であるのかという戸惑いや揺らぎを経験する生徒たちを主人公にしながら、心の性や表現する性について学習を深めていけるような展開になっていました。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室生の6名の方々に腕を振っていただきました。

この日の献立は、ひじき、ニンジン、雑魚を混ぜ合わせた「ひじきご飯」、「チキンカツ」、「ポテトサラダ」、「卵焼き」、「ほうれん草と白菜の白和え」、「筑前煮」、「高野豆腐のふくめ煮」、「大根と白菜の漬物」、「きんかんの甘煮」でした。大変美味しい食事をご用意いただきました。今回はコロナウイルス感染症対策のため、会場での会食を避け、弁当にして各自持ち帰りいただきました。

とても、有意義な交流会でした。

## 観月会



文化会館では、毎年、中秋の名月にあわせ観月会を実施しています。本年度で11回目の開催になりました。

文化会館では現在、6教室で42名の教室生が活動していますが、教室生の交流を主目的とした文化会館観月会を9月29日（金）に、30名の方々の参加をいただき開催しました。

午後6時30分に開会した観月会は、人権学習でスタートしました。今年の学習テーマは「性の多様性を認めよう」、人権ビデオは『パースティ』を視聴しました。

お茶席では、茶道教室講師の指導のもと、着付け教室講師に着付けをしていただいた艶やかな姿の茶道教室生の方々のお点前をいただきました。

お点前は「薄茶平点前」、茶道具として、抹茶茶碗は「唐津焼 中里太郎右衛門」、棗は「陽齋」作の「春秋」、茶杓は沖縄民芸品「ヤンバルヤハズカズラ」、床飾りとして、妙心寺 雪叟老師の真筆「清風」を飾り、大変厳かな雰囲気の中かでとても味わい深いお茶をいただくことができました。

珈琲席では、焙煎珈琲教室講師とその教室生が、会場内で3種類の生豆（ブラジル、マンデリン、キリマンジャロ）を深入り焙煎し、香り豊かな曳きたての珈琲をふるまってくれました。深入り焙煎は、酸味はほとんどなく苦みに焦げた風味があり大変美味しくいただきました。

生け花は、生け花教室講師によって「秋の野山」をテーマに、6種（ススキ、吾亦紅、リンドウ、つるうめ、レザーファン）の花を使って活かしていただきました。

つまみ細工教室講師には、「曼殊沙華」と「十五夜を見つめる兎」をテーマにした作品を制作していただきました。

料理教室講師と教室生には十五夜にちなみ、15個のお団子を三宝に積み上げたお月見団子と今年収穫された薩摩芋・栗・柿の実、そしてお茶席の菓子として大福もち、珈琲のお供としてのチーズケーキを作っていただきました。

この日は、中秋の名月の当日にあたり、雲一つない夜空の中で月を愛でながらの観月会になりました。

教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深め、心が癒える本当に素晴らしいひと時になりました。

## 文化祭



毎年12月4日から12月10日の一週間は国（法務省）が定めた「人権週間」です。文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって文化祭を実施しています。

本年度は、12月3日（日）、『第31回 人と人をつなぐ文化会館文化祭』を開催し、約150名の町民の方々に交流を深めていただきました。

文化会館1階ホールでは、種々の洋花を使った生け花小原流が会場を彩り、作品展示では、花器、マグカップなどの陶芸作品、写真、切り絵、造花、短歌、つまみ細工、大衆歌など多くの作品が披露されました。

バザーでは、地元産コシヒカリと但馬牛を使用したコクのあるカレーライスを料理教室生に作っていただきました。

また、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生による薄茶平点前によって、厳かな雰囲気の中かでとても美味しいお茶をいただきました。

2階大会議室では、焙煎珈琲教室生が、モカ、パナマ、コロンビア、マンデリンの生豆を焙煎し、香り豊かな珈琲を提供してくれました。

珈琲の香りに包まれた大会議室のステージでは、「将来の自分に希望が持てるようにしたい」「自分だけでなく周りの人のことを大事にできる関係を創る」ことを目的に、日々、表現学習や体験学習、体験的な仲間づくり活動に取り組んでいる浜坂中学校の7名のひまわり生徒が、転地学習で訪れた広島原爆ドームでの学習成果を発表し、浜坂北小学校の11名のささゆり児童は青い鳥学級との交流会やインドネシアの人たちとの交流会の様子などを発表してくれました。

さらに、「令和5年度全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会」において、ハンセン病をテーマにした人権作文で「最優秀賞」を受賞した夢が丘中学校3年生の川元桃花さんには、受賞作品『知ること』を発表していただきました。

子どもたちの発表が会場全体を感動の渦に包み、素晴らしい文化祭になりました。

## 新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

### 1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しています。

#### 第1回人権セミナー（男女共同参画）

開催日：7月13日（木）  
演題：『自分らしく生きるために』  
講師：中川 智子さん（元衆議院議員、元宝塚市長）

中川さんは自身の経験や過去について触れながら、社会のために出来ることから始めていくことが、これからの時代を生き抜くために必要なことと語られていました。また人権課題に向き合い続けることで、「一生懸命していれば、誰かが見てくれている」など人権や人の痛みに寄り添うことのできる人になってほしいと語り、自分を振り返る機会となりました。



#### 第2回人権セミナー（同和問題）※新温泉町人権を考えるつどい

開催日：8月5日（土）  
映画「破戒」上映会（文部科学省選定） ※上映時間119分  
～全国水平社創立100周年記念映画製作委員会～

今年度の『人権を考えるつどい』では映画「破戒（はかい）」の上映会を行いました。「同和問題」は特に町民の方から関心の高かったテーマであり、参加者の感想から「差別問題から目を背けず、解決していこうとする社会を築きたい」「部落問題の歴史が映画上映ということで考えさせられました」などがあり、身近にある人権問題への学びにつながりました。



#### 第3回人権セミナー（障がいのある人の人権）

開催日：10月12日（木）  
演題：『障がい者に対する偏見ってなあに？』  
講師：中村 智子さん（ここすペーす、いばしょそらりす管理者）

「誰もが主人公になれる居場所づくり」の思いを大切に、活動に取り組まれている。講演の中で「あなたはひとりではないよ、まず一歩外に出てみませんか」とあったようにまずは話をする・聴くことから始め、一緒に成長できる環境づくりが大切であると学んだ。



#### 第4回人権セミナー（子どもに関する人権）

開催日：11月9日（木）  
演題：『大切なことは、子どもたちが教えてくれた』  
講師：鈴木 勇介さん（にじいろのりゅう、GROW.Base 代表）

子どもたちが教えてくれているのは「生き方」。小学校教員時代や現職でのスキルを活かし、子どもたちに人と出会うことの大切さを感じ、大人が子どもたちを育てるだけでなく、大人が子どもたちから学ぶための環境づくりがどれほど大切か考えることのできる機会となりました。



## 第5回人権セミナー（命の尊厳・高齢者）

開催日：12月14日（木）

演題：『命を支える～認知症ケアを通して～』

講師：中野 穰 さん（社会福祉法人関寿会 はちぶせの里統括管理者）

私たちにも役割があるように「誰かと何かをする」「誰かのために何かをする」ことの大切さや私たちは誰かの支えがあることで生きていけることの大切さを感謝や言葉にして伝えて欲しい。感謝の心（ありがとう）は私たちそして地域をつなぐ柱であると話をされていました。



## 第6回人権セミナー（性の多様性）

開催日：1月11日（木）

演題：『インクルーシブ社会の実現に向けて』

講師：藤元 雅之 さん（新温泉町立温泉小学校長）

インクルーシブ社会とは、多様性を認め合う社会のことです。誰一人取り残されず、誹謗中傷や差別によって自らの命を絶つようなことの無いようにするため、日頃から身近な人権課題について知る・学ぶことが大切であると話をされていました。



## 2 学校教育部会

○主な事業内容

⇒全体研修会、合同研修会、指導者研修会、PTA 教職員同人権研修会

学校教育部会では、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進することで人権意識の向上に努めます。

### 【全体研修会 開催日：6月14日（水）】

就学前から高校までの教職員が一堂に会し、年度の学校教育部会の実践方針、事業計画、予算を確認し共通理解を図りました。また新温泉町人権教育事業「ささゆり・ひまわり」のR4 実践報告及びR5 事業概要説明を行い、その後各部会に分かれて今年度の活動テーマや活動方針について協議しました。



### 【指導者研修会 開催日：8月7日（月）】

「同和問題」について新温泉町の教職員を対象に学習会を実施しました。鳥取市人権教育推進員を講師としてお招きし、「被差別部落の歴史」をテーマとして講話をいただき、同和問題について、過去から現代に遡ってどのような変化があったのかを学習する機会となりました。

### 【合同研修会 開催日：10月27日（金）】

温泉小学校を会場に、全学年で人権についての公開授業を実施しました。後半は「心は動くよ どこまでも～心温まる温泉小で考える～」をテーマとした講話を拝聴しました。学校に求められるのは、目標達成だけでなく自分のよさや可能性を発見したり、協働し、そして学んだことを大切にすることだと学びました。



## 3 企業部会

○主な事業内容

⇒合同研修会、各種団体・企業等による研修会

企業部会では、「様々な人権課題の解決に向け、職場における人権について考え、どのように実践していくのか」をテーマとして「性の多様性」についての合同研修会を実施しました。



## 4 地域部会

○主な事業内容

⇒人権学習視察研修、地区交流教育事業、人権教育推進員研修会の実施

地域部会では、差別のない明るいまちづくりの推進を目指し、地域における人権学習の推進や人権教育推進員を対象に研修会を実施しました。また今年度は全国人権同和教育大会（明石市）にも参加をし、事例発表やシンポジウムに参加を行い、学習を深めることができました。



## 5 啓発部会

○主な事業内容

⇒町人教啓発広報紙「えがお」の発行、啓発資料等の収集と活用

啓発部会では、人権を尊重した差別のない明るいまちづくりを推進するために啓発広報紙を年4回発行し、町人教の活動を中心に掲載し、特集のコーナーやコラム、編集委員のつぶやきなど啓発を行っています。



# 「本人通知制度」を知っていますか

## 本人通知制度とは

新温泉町では、住民票の写しや戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書を第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

## 戸籍法

### ●戸籍にはどんな内容が記載されているのですか？

昭和22年に制定された戸籍法には、『戸籍の記載』について詳細に決められています。「氏名・出生年月日・戸籍に入った原因と年月日・実父母の氏名及び実父母との続柄・養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄・夫婦については夫又は妻である旨・他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示」などです。

### ●戸籍は誰でも請求できるのですか？

戸籍に関する証明書を請求できる人は、本人と戸籍に記載されている者、その配偶者、直系親族等です。

ところが、例外で「弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士」の8業士は他人の戸籍に関する証明書を請求することも定められています。

## 戸籍の不正取得

### ●法令上認められているなら、取得されても問題ないのではないですか？

職権を乱用して、法令に定める職務外で不正に取得する事件が起きています。犯罪に利用されたり、犯罪被害にあうなどの人権侵害につながっています。

### 悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

### 金銭的な被害

銀行口座開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられる、知らないうちに借金を背負わされるなどの被害にあう危険性があります。

### 戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用される、他人が自分に成りすまして各種届出をする、各種証明書を偽造されたりするなどの危険性があります。

### ストーカー・DV被害

ストーカーやDV被害防止の申し出がされていないとき、住所や家族関係を知られ犯罪被害を受ける危険性があります。

## 障がいのある人の人権

障がいのある人は、障がいのために日常生活をする上での不自由さがありますが決して不幸ではありません。しかし、障がいのある人にとっての住みよい社会づくりを進めていくためには、社会を構成するすべての人々の十分な理解と配慮が必要です。

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も同様に社会の中で自立し、社会参加ができるような環境を整えていくことが最も大切なことです。

皆がともに生きる社会こそノーマル（正常）な状態であるという考え方を「ノーマライゼーション」と言い、ノーマライゼーションの実現に向けた取り組みとしては、道路や床の段差をなくするという「バリアフリー」があります。しかし、物的な環境を整えるだけでは不十分です。例えば点字ブロックの上に自転車を止めておくと視覚障がいのある人の歩行の妨げになるように、ハード面での整備がなされてもその機能が阻害されていたのでは意味がありません。「心のバリアフリー」も同時に進めていくことが大切です。

### 障害者差別解消法

平成28年4月1日に施行されたこの法律は、障がいのある人も障がいのない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をめざしています。

この法律では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

### 不当な差別的取り扱い

#### ●「不当な差別的取り扱いの禁止」って何ですか？

この法律では、国や都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取り扱いの禁止」といいます。

#### ●具体的にはどんなことが禁止されるのですか？

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。

具体的には、正当な理由もなく、「受付の対応を拒否する」、「本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける」、「学校の受験や入学を拒否する」、「保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない」などがあります。

### 合理的配慮の提供

#### ●「合理的配慮の提供」って何ですか？

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。ただし、重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

# 人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和5年度 新温泉町人権標語 優秀作品

たからもの ぼくのだいじな おともだち

照来小学校1年 はせさか長谷坂 そうすけ爽介 さん

「だいじょうぶ！」 いたみ・かなしみ 半分こ

照来小学校4年 おかだ岡田 えいみ笑 さん

rainbow みんな同じじゃ つまらない

浜坂中学校2年 なかむら中村 ゆうら悠空 さん

スマホは置いて 目の前にいるわたしと 話そうよ

夢が丘中学校PTA はせがわ長谷川 るみ瑠美 さん

## 新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関するご相談は★

新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和6年2月作成)